

## 2022年1月1日から 健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます

治療と仕事の両立の観点から、より柔軟な所得保障ができるよう、「全世代対応型の社会保険制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により2022年1月1日から、傷病手当金の支給期間が通算化されます。

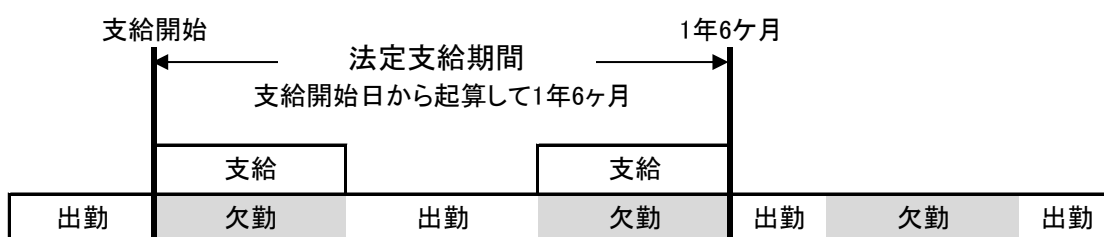
### 改正のポイント

- 傷病手当金（法定給付）と傷病手当金付加金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6ヶ月」になります。
  - ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6ヶ月に達するまで対象となります。
  - ・支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6ヶ月を超えても、繰り越して支給可能になります。
- この改正は、2022年1月1日から施行されます。
  - ・2021年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6ヶ月を経過していない傷病手当金（2020年7月2日以降に支給が開始された傷病手当金）が対象です。

### 支給期間の考え方

#### 現行の傷病手当金（法定給付）と傷病手当金付加金の支給期間

支給開始日から、出勤等に伴い支給されなかった期間を含めた1年6ヶ月



#### 法改正後の傷病手当金（法定給付）と傷病手当金付加金の支給期間

支給開始日から出勤等で支給されなかった日を除き、支給日数を通算して1年6ヶ月まで

